

設備投資などによる生産性向上を集中支援！！

経営力向上計画の認定制度について

7月1日より
スタート！！

<経営力向上計画とは？>

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。

経営力向上計画 認定までの流れ

STEP① 経営力向上計画の策定

所定の様式に沿って、経営力向上計画を策定します。
計画の策定においては**経営革新等支援機関(当事務所)のサポート**を受けることができます。

<計画書の内容>

- ①企業の概要 ②現状認識 ③目標および指標
- ④経営力向上の内容 など

STEP② 担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に計画を提出し、認定を受けます。
(郵送による提出も可能です)

STEP③ 各種優遇措置の適用

経営力向上計画が認定された事業者は、
以下のような優遇措置の適用を受けることができます。

(i) **固定資産税の軽減**・・・ 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、当該機械装置にかかる固定資産税が3年間1/2に軽減されます。

(ii) **各種金融支援**・・・ 政府金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。